

# 【ご案内】デリバティブ契約等におけるステイ規制への対応について ／フォルクスワーゲン社に係る集団訴訟の状況について

## ■デリバティブ契約等におけるステイ規制への対応について

### 【経緯】

2008年のリーマンショックを契機としたグローバルな金融システムの安定や効率性推進の一環として、各国破綻処理当局にてデリバティブ契約等における早期解約権の行使を一時停止することが可能となるよう制度整備を進めています。この金融当局による早期解約権の行使の一時停止をステイと言います。

わが国においては、金融庁が2016年8月に「主要行等向け総合的な監督指針」を一部改正し、外国法準拠となるクロスボーダー取引におけるステイの有効化を求めており、今般、規制の対象となる契約（信託銀行が受託者となる信託勘定に係る対象契約）について資産管理銀行にて対応を進めているところです。なお、国内法準拠の契約については、2014年3月の預金保険法の一部改正により法整備済みです。

### 【対応状況】

日本トラスティ・サービス信託銀行においては、上記制度改正に基づき、以下の方法により対象契約のステイ有効化を進めています。

- ・対象契約の相手先とISDA (International Swaps and Derivatives Association) が作成するJMP (Japanese Jurisdictional Module及びISDA Resolution Stay Jurisdictional Modular Protocol) を批准します。
- ・対象契約の相手先が上記の対応を望まない場合、個別に対象契約の修正を行います。

### 【その他】

一部の外国ディーラーより、外国法に基づく外国ステイへの対応を要請される場合は、要請への応諾にあたり、取引継続の要否等を勘案し、個別に確認の上対応を進めてまいります。

## ■フォルクスワーゲン社に係る集団訴訟の状況について

2015年に発覚したフォルクスワーゲン社（以下、「VW社」）の排気ガス不正事案に関し、年金投資基金信託（以下、「年投口」）が被った損害の回復を求め、2016年9月、ドイツにおける集団訴訟に参加いたしました。現在、審理中であり、訴訟の進行については必要に応じて適宜ご報告申し上げます。

### 【概要】

- (1)原告：日本トラスティ・サービス信託銀行
- (2)被告：VW社（同社の役員、関係会社、会計監査人その他の関係者を含む）
- (3)訴訟代理人：TISAB（ドイツ現地法律事務所）
- (4)代理人：アメリカ法律事務所（訴訟提起の企画、戦略立案、原告取り纏め）：  
DRRT Limited、Grant & Eisenhofer P.A.、Kessler Topaz Meltzer & Check LLP
- (5)代理人の日本窓口：西村あさひ法律事務所、小高功嗣法律事務所
- (6)資金提供者：上記代理人3事務所および訴訟ファイナンス会社  
（Claims Funding Europe Limited）
- (7)対象の年投口：年金投資基金信託10ファンド  
外国株式口E01、外国株式口E02、外国株式口E04、外国株式口E42  
外国株式口E48、外国株式口E51、外国株式口E57、外国株式口E91  
外国債券口B05、外国債券口B13

### 【費用等について】

本件は成功報酬方式であり、資金提供者が訴訟のあらゆる費用を負担します。よって、原則、年投口が負担する費用はございません。例外として、次の事態が発生した場合、原告に費用負担が発生する可能性があります。

- ①原告が合理的な理由なく訴訟から離脱した場合、
- ②資金提供者4社が全て破綻し、かつ本件訴訟が敗訴した場合